

1. 大綱の概要

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や取組支援等を行う「健康サポート薬局」の制度が、平成28年10月より施行された。
（令和元年9月末時点で全国で1,567の薬局が健康サポート薬局として届出）
- 「健康サポート薬局」を推進するため、「健康サポート薬局」の要件の一つである、間仕切り等で区切られた相談窓口の設置や、要指導医薬品等の供給体制に必要な設備にかかる増改築の負担を軽減する必要がある。
- このため、中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税に関して、不動産価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。

（健康サポート薬局である旨を表示できる薬局の基準）

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能
 - 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
 - 患者からの電話相談等への24時間対応、在宅患者に対する薬学的管理・指導
 - かかりつけ医を始めとした関係機関等との連携体制の構築
- 健康サポート機能を有する薬局の機能 …かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に**加え**、以下の機能が必要
 - 地域における関係機関等との連携体制の構築
 - 薬剤師の資質確保
 - 間仕切り等で区切られた相談窓口の設置**
 - 健康サポート薬局である旨や取組内容をわかりやすく表示すること
 - 要指導医薬品等に関する供給機能・助言体制等の構築
 - 平日の営業日は一定時間以上連続で、土日は一定時間開局していること
 - 健康に関する相談への対応、積極的な健康サポートの実施

<相談窓口の例>

